

速報レポート：ウラニウム・ワン社への出資を巡る日本企業の最新動向
日本政府は対カザフスタン資源外交の強化を

戦略・産業ユニット
原子カグループ リーダー
村上 朋子

2010 年 8 月 9 日、東京電力（株）・（株）東芝及び国際協力銀行（JBIC）（以下、日本側 3 社）は、それまで保有していたカナダ法人ウラニウム・ワン社（以下 U1）の転換社債を売却し、併せて U1 との間で長期のウラン精鉱供給契約を締結した。これは 2009 年 2 月 10 日に日本側 3 社と U1 との間で締結していた第三者割当増資の引受に係る契約及び戦略合意書の見直しである。これまで海外の資源権益取得に注力してきた日本として初めての「後退」ケースとなる本件の背景には、カザフスタンを巡る対ロシアでの敗北が考えられる。海外資源権益獲得による自主開発比率の拡大は、エネルギー基本計画にも掲げられた日本のエネルギー政策の基本方針の重要な一環であり¹、日本政府としてはロシアとの関係にも十分に配慮しつつ、カザフスタンに対する資源外交の一層の強化を図っていく必要がある。

2009 年 2 月 10 日、日本側 3 社は U1 と、同社の第三者割当増資の 1 億 1,700 万株を、1 株あたり 2.30 カナダドル、総額約 2 億 7,000 万カナダドルで取得することに合意し、株式引受契約書を締結するとともに、戦略合意書（Strategic Relationship Agreement）およびウラン引取のための契約を併せて締結した²。新株は、日本側 3 社がカナダ・プリティッシュコロンビア州に設立する “Japan Uranium Management Inc.”（以下「JUMI 社」）が一括して引き受け、これにより日本側 3 社は JUMI 社を通じて U1 社の 19.95% の権益を有することとなった。なお JUMI 社への各社の出資比率は、東京電力および東芝がそれぞれ 40%、JBIC が 20% であった。日本側 3 社はこの出資の目的を「ウラン調達の多様性向上及び経済性のあるウラン確保（東京電力）、原子力事業顧客のウラン需要を充足（東芝）、日本のウラン資源確保/日本の原子力事業にかかる国際競争力の維持・向上、及び U1 社の主要鉱区があるカザフスタンとのこれまでの関係を通じた直接的交渉力による U1 社の事業支援（JBIC）」であるとしており、2006 年の「原子力立国計画」に明記された原子力政策基本方針の一環「ウラン資源の確保戦略」に沿った取組であったことは確かである。日本側 3 社がこの出資及び戦略合意書締結と併せて、U1 社との長期的且つ戦略的な相互協力関係のさらなる深化と発展を目的に、U1 社への 2 名の取締役その他の人材派遣、戦略を協議するための委員会の設置、ウラン資源の共同開発などを企図していたことから、いかに日本側 3 社がこの出資に注力していたかも伺える。

JUMI 設立及び出資はしかしながら、U1 社の鉱区のあるカザフスタン政府が株式の先買権³を放棄することが条件であった。カザフスタン政府がこの先買権放棄を承諾しなかったため日本側 3 社は方

¹ 2010 年 6 月 18 日閣議決定の「エネルギー基本計画」では、2030 年までの目標の一つとして「自主エネルギー比率の 70% 程度への引き上げ」を掲げており、そのために政府としても「我が国企業による上流権益獲得に対する支援」を重要な施策と位置づけている。

² 2009 年 2 月 10 日、東京電力プレスリリース

³ 先買権（さきがいけん）：元来の意味は、共同出資の案件に関して、ある出資者が好ましくない売却先に持分を売却しようとした場合、先買権を有する出資者は、売却条件と同等かそれ以上の条件で、売却される株式を買い取ることが出来るというもの。先買権を行使された場合、別の出資者は株式を随意に売却することもできず、買い取り希望者も随意に買うこともできない。

針変更を余儀なくされ、2009 年 12 月、3社は出資予定と同額の転換社債を取得した⁴。

一方、ロシア国営原子力企業ロスアトム傘下のウラン事業会社アトムレトメトゾーラタ (ARMZ) が U1 を買収する方針を表明し、カザフスタン政府もこれを容認した結果、ARMZ は 2010 年 6 月に U1 の過半数の株式を取得したことを公表した。これにより U1 が運営するカザフスタンにおけるウラン開発・生産事業の主体は実質的にロシア企業となった⁵。これを受け、日本側 3 社と U1 は 2010 年 8 月 9 日、冒頭に述べたとおりの合意に達したわけである。具体的な契約内容は以下のとおり。

- 2014 年から 2025 年の間、安定的に年間最大 250 万ポンドのウラン精鉱引取権を獲得する。(U1 社の年間生産高の最大 20%と定義される)
- 日本側 3 社が保有する U1 社の転換社債を元本の 101%の価格 (271.79 百万カナダドル) で U1 社が買戻す。

日本側 3 社と U1 が第三者割当増資で合意した時点で、カザフスタン政府が日本向けウランの先買権を放棄しなかった要因としては、カザフスタンのウラン権益に関して日本の影響力が拡大することを望ましく思わないロシアの意向があったと考えられる。ARMZ は既に 2009 年 6 月時点で、日本側 3 社とほぼ同額の U1 への出資を表明しており、カザフスタンでの権益拡大を目指していた形跡がある⁶。また、日本企業に対しては(ウラン資源開発で協力するといわれても)先買権を放棄しなかったカザフスタンが、ロシアに対しては過半数株式の買収を容認している。以上の背景にはカザフスタンとロシアの政治・外交・文化等幅広い面での長年にわたる緊密な関係があり、カザフスタンはロシアの方針には総じて「忠実」であったことがあると思われる。

2009 年 2 月のプレスリリースで JBIC は「U1 社の主要鉱区があるカザフスタンとのこれまでの関係を通じた直接的交渉力を発揮して U1 社の事業を支援する」と述べているが、それがスムーズに行っただのなら今回の権益放棄は無かったはずであり、結果からみれば“直接交渉力”が期待した効果を発揮しなかったのではないかと考えざるを得ない。日本が資源の重要性からカザフスタンに接近を始めたのはごく近年であり、仮に日本が今回交渉に関してカザフスタンの背後にいるロシアの影響力に対する十分な情報収集・分析とそれに基づく戦略的対応をしてこなかったのであれば、それが失敗の主要因である可能性が高いといっても過言ではないであろう。

日本企業は、権益取得が長期契約に変化したことについて、U1 の 2009 年の生産高が 1600 トン強だったこともあり、「売却額が取得額を上回ったため投資損失もなく、年間 250 万ポンド(1,100 トン強)という十分なウラン引取権を確保した」と説明しており、損ではないと主張している。民間企業の経営判断としてはそれで良いであろう。しかしエネルギー基本計画にも明記された政策目標である「海外資源開発への権益参加を政府としても支援」から考えれば、これは学ぶべき点の多い「後退例」として、今後の資源外交の展開に活かしていく姿勢が必要になるのではないかと。特に、日本政府は今回の権益不取得をきっかけに、カザフスタンとの資源外交のあり方を振り返り、ロシアとの関係も考慮しつつ再構築していく必要があると考える。

以上

お問合せ : report@tky.ieej.or.jp

⁴ 2010 年 8 月 9 日産経ニュース及び 2010 年 8 月 9 日東京電力プレスリリース

⁵ 2010 年 8 月 9 日、日経ニュース

⁶ 2009 年 6 月 24 日、ブルームバーグ・ニュース